

令和6年 第4回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和6年4月16日(火)

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月16日(火) 午後3時30分
- 2 開催場所 南会津町役場本庁 3階 正庁
- 3 出席した委員

### 農業委員 10名

1 番	星 隆一	2 番	芳賀 美紀	3 番	平野 恒二
5 番	湯田 重行	6 番	湯田 義三	7 番	星 洋一
8 番	酒井 圭	9 番	渡部 一男	10 番	湯田 孝義
11 番	室井 文一				

### 農地利用最適化推進委員 13名

田島第2	星 修二	田島第3	星 仁	田島第5	湯田 雄市
田島第7	野中 勉	田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 典弘
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	佐藤 春香
舘岩第2	芳賀 久	舘岩第3	芳賀 敏	伊南第2	星 博孝
南郷第3	五十嵐敏章				

- 4 出席した事務局職員

事務局長	星 貴夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	木村美沙季
------	------	----------	-------	----	-------

- 5 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

## 6 会議の概要

- 事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
- 議長 それでは、只今から議事に入ります。  
日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条  
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、4番、馬場崇裕  
委員であります。  
本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条  
第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則第10条の  
規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、13名に出席  
をしていただいております。
- 議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則  
第20条第2項の規定により、1番、星隆一委員、2番、芳賀美紀委員を  
指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい  
たします。
- 議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。  
事務局からご報告をお願いします。
- 事務局 (事務局長 報告)
- 議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら  
お願いいたします。ありませんか。
- 議長 (「ありません。」の声あり)  
ありがとうございます。  
質問がないようですので、会務報告を終わります。
- 議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進  
委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。
- 事務局 (係長) 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事  
件番号1番になります。譲渡人は●●●●さん。会社員、\*\*\*\*\*  
郡\*\*町の方になります。譲受人は○○○○さん。\*\*\*\*\*番地、  
農業になります。許可を受けようとする土地の表示ですが、\*\*字\*\*  
\*番\*、田、□□m<sup>2</sup>。\*字\*\*\*番、田、□□□m<sup>2</sup>となります。権利  
の設定・移転の原因といたしましては、所有権の移転となっております。  
申請事由につきましては、譲渡人については相手方の要望、譲受人につ  
いては経営規模の拡大となっております。申請事由ですが、譲渡人は相  
手方の要望により△△△△円で売り渡し所有権の移転を行う。譲受人は

その農地を買い受けて規模の拡大を行う、となっております。現在、当農地は既に〇〇〇〇さんによって耕作されておりました、権利設定がされている農地となっております。続きまして、農地法第3条の許可の要件の状況についてですが、1点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取ったところ、本人が200日、奥様が150日、子どもさんが50日となっております、目安となっている年間150日の農作業常時従事要件に問題はないと思われます。2点目の地域との調和要件についてですが、同地区内には集落営農などの組織や他の農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われ、こちらも問題ないかと思ひます。3点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクターを保有しているため、当該農地を含めて全ての農地を管理耕作するのに問題はないと思われます。最後に農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないと思われます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますのでご審議の方お願いいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願ひます。  
本案に対して、ご質疑ござひませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ござひませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号2になります。譲渡人は今ほどの事件番号1と同じ、●●●●さん。\*\*\*の方になります。譲受人は〇〇〇〇さん。自営業、\*\*字\*\*\*\*番地になります。許可を受けようとする土地の表示は、\*\*字\*\*\*番、\*\*字\*\*\*\*番。田んぼと畑になります。面積が□m<sup>2</sup>と□m<sup>2</sup>。所有権の移転になります。申請事由につきましては、譲渡人、他市町村への居住により農業を廃止。譲受人、自作地相互交換になっておりますが、相手方の要望で受ける、という中身になっております。申請理由については、譲渡人は他市町村への居住による農業廃止のため、△△△円で売り渡し、所有権の移転を行う。譲受人は買い受けて農業を行う、となっております。農地法3条の許可の各要件の状況ですが、1

点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件については、申請書の中身を聞き取ったところ、本人が200日、奥様が200日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。2点目の地域との調和要件については、同地区内に集落営農などの組織や他の農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われます。3点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、こちらもトラクター等保有されておりまして、当該農地を含めて農地を全て効率的に耕作管理することに問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人のため問題ないと思われます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますのでご審議の方お願いいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号3になります。譲渡人については、同じく、●●●●さんになります。譲受人は、○○○さん。\*\*の方、農業になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、\*\*字\*\*\*番\*、\*\*字\*\*\*番\*、\*\*字\*\*\*\*番、\*\*字\*\*\*\*\*番。田んぼ、田んぼ、畑、畑になっております。面積が□□㎡、□□㎡、□□㎡、□㎡となっております。こちら全て所有権の移転となっております。申請事由につきましては、譲渡人については他市町村への居住による農業の廃止、譲受人については経営規模の拡大となっております。申請理由につきましては、譲渡人は他市町村への居住により農業を廃止し、△△△円で売り渡し、所有権の移転を行う。譲受人は買い受けて、経営規模の拡大を行う、ということになっております。農地法3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件については、本人が220日、奥様が150日、お子さんが220日、子どもさんの奥様が180日となっており、目安としている年間150日の

農作業常時従事要件は問題ないと思われます。2点目の地域との調和要件については、同地区内に集落営農などの組織や他の農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われます。譲受人については、既に同地区内で耕作されている状況となっております。3点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、田植え機、コンバインなど、大農機具を保有されておりまして、当該申請農地を含めて農地を全て効率的に耕作管理することに問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんのでこちらは問題ないと思われます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますのでご審議の方お願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第1号の審議を終了します。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号1を議題とします。  
地区担当調査員の田島第2区、星修二推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田 島 2 (星修二) ご説明いたします。第5条の\*\*地区の案件になります。譲渡人は●●●●さん。\*\*字\*\*\*\*番\*でございます。譲受人は○○○○さん。\*\*字\*\*\*\*番地でございます。土地の所在は、\*\*字\*\*\*\*番\*です。4月9日に、譲受人の○○○○○さんの旦那さまである、◎◎◎◎さんにお会いいたしまして、いろいろお聞きしました。後日、不明な点もありましたので、譲渡人の●●さんにもお電話でお聞きしました。申請事由ですが、物品販売店と□□□□□□を開業するため、地域住民に認知していただきやすい土地を取得し、店舗を建築したい、ということであります。事業計画の必要性といたしまして、物品販売店が南会津には無く、若者のファッション関連の□□□□□□等が無いことから、地域活性化には必要であり、貢献できると考えています。という事でした。土地の選定理由ですけれども、国道◆◆号に面しており、近隣に▽▽▽▽▽や▼▼▼▼▼があるため、物品販売及び□□□

□□□を行う上で、地域住民に認知していただきやすい場所であると判断できることから土地を選定した。また、土地全体が国道及び町道に囲まれており、転用しやすいと考えている。立地基準については事務局で調べていただきました。当該申請農地は、昭和52年に土地改良区により換地処分が行われており、特定土地改良事業等の施工に関する区域内にある農地、土地改良農地となり、第1種農地となります。第1種農地の転用は原則許可することができないことになっておりますが、例外的に許可しうる要件、集落接続事業に該当する農地です。集落接続事業は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置されるものであるとなっております。一般基準についてご報告いたします。1点目は資力でございますが、△△△万円の支出額を全額自己負担で賄うとのことで、預金通帳の写しを確認し、十分な資力があることを確認いたしました。2点目ですが、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、当該農地は現在■■■■さんにより、農地経営基盤促進法の利用権設定で耕作者が設定されておりますが、今回の転用許可申請にあたり、所有者と耕作者の合意解約が行われております。また、抵当権などの設定もありませんので、問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがあるかという点ですが、計画が具体的であり、遅滞なく着手することが見込まれます。4点目、他の法令の許認可があるかについては問題ないと思われまます。5点目、転用面積が妥当であるかという点でございますが、□□□□□□と事務所、駐車場は分かるのですが、資材置場についてと、□□□□□□は誰がやるのかについて◎◎さんにご質問いたしました。奥さんの○○○○○さんとお嫁さんがやるそうです。経営主体は◆◆◆◆の子会社で有限会社◇◇◇という会社だそうで、そこが経営母体となるそうです。資材置場につきましては、国道から見ると裏の方になるんですが、この場所については●●さんの方から全部買って、とお願いがあったということでした。子会社から◆◆◆◆の方に資材置場として貸し出すということだそうです。そういうことで面積は妥当だと思われまます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかについてですが、住宅地に隣接する農地であり現在は休農地であることから、他の農地に対する営農条件への障害や日照問題、農地の分断も無いことから、問題がないと思われまます。以上の結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

5 番

(湯田重行) 場所的にはどの辺なんですか。

事務局 (係長) 場所は▼▼▼▼▼のすぐ目の前です。新しい××××××の家が建った、そのすぐ脇、\*\*側になります。なので、家と繋がったところで、隣の農地の間に町道か農道が入っている住宅側になります。▼▼▼▼▼の本当に入口の目の前の場所になります。

議長 案内図があれば分かりやすいんだけども。

事務局 (係長) 手元に原本の申請が無いので、何とも言えないところなのですが、皆様にお渡しする資料の中から通帳の写しなど必要の無い書類と一緒に省いてしまった可能性があるので、すみません。説明不足で申し訳ありませんでした。

議長 他に質問はありませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の伊南第1区、八須賀智推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 6ページの事件番号2になります。譲渡人は●●●●●さん。農業、\*\*字\*\*\*番地\*になります。譲受人は、○○○○○○○○、○○○○○○○○さんです。建設業になりまして、\*\*字\*\*\*番地\*になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、\*\*字\*\*\*番になります。地目が田。面積□□㎡になります。施設の概要といたしましては、駐車場敷地となっております。土地代として△万円となっております。権利の種類としまして、所有権の移転となっております。申請事由につきましては、本社敷地に駐車場を確保していますが、当社のトラックと従業員の自家用車で満車になります。当社は冬期間の除雪作業を請け負っておりますが、除雪車両置場が無いため、各所に置いているというような状況です。そのため管理が大変となっております。危険の防止や保守点検のために、一か所にまとめて保管したいというふうに考えているところであります。本件申請農地につきましては、事務所等々に隣接した場所でありまして、保守管理、機械の管理等の面においても最適な場所であり、譲り受けて駐車場の拡張をしたいという中身となっております。資料2も併せてご覧いただきたいと思っております。こちらの農地につきましては、前回の第3回の農業委員会の総会の中で、

同じく5条の転用許可で許可していただいた農地のすぐ隣になっております。農地法の許可等の立地基準といたしましては、当該農地については昭和39年に土地改良法による換地処分が行われておりまして、特定土地改良事業等の施工に関する区域内にある農地、土地改良農地となっており、1種農地となっております。1種農地は、転用は原則許可できない取り扱いになっておりますが、既存施設、駐車場の拡張のように供するために行われるものであり、拡張にかかる部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであれば例外的に許可できる、という基準となっております。現在、〇〇〇さんで本社がある場所と既存施設、駐車場の面積を合計しますと、□□□㎡ほどございます。その2分の1の面積ということで、□□□㎡を超えないものであれば今回転用許可できるという基準となっております。今回転用する面積が□□㎡になるので、立地基準といたしましては許可できる内容であると思っております。農地法5条の一般基準についてですが、転用行為を行うに必要な資力及び信用があるかというところですが、用地費△万円、造成費△△万円につきましては、全て自己資金で賄う計画となっております。申請書に添付された預金通帳を確認したところ、残高も十分あることから問題ないと思われま。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかというところですが、所有者以外の耕作権を有する者等もおりませんし、抵当権も設定されておりませんでしたので、問題ないと思われま。3点目の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがあるかという点ですが、計画が具体的であり、遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目の申請に係る事業について、行政庁等の許認可等、他の法令との調整が済んでいるかというところですが、こちらも問題ないと思いま。5点目の転用面積が申請に係る事業目的から見て適切と認められるかという点ですが、現在駐車場用地として□□㎡ということで、大型重機を3台分と通路等含めて転用したいと考えておられまして、転用許可面積として過大では無いと思われま。6点目の周辺農地の営農条件に支障を生じさせないかという点ですが、あくまでも駐車場ということで、他の農地に対する営農条件への障害や日照問題、農地の分断等も無いことから、問題ないと思われま。以上、調査していただいた結果、許可相当であると判断されますので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願いま。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することに  
ご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きます。日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案第3号、現況確認証明申請について、8ページをご覧くださいと思います。事件番号1になります。申請人の表示ということで、●●●●さん。●●字●●●●番地の方になります。証明を受けようとする土地の表示につきましては、●●字●●●●番●、同じく●番●となっております。公簿上の地目は畑、現況は雑種地と宅地。面積は□□㎡、□□㎡。利用の現況も雑種地と宅地となっております。非農地の理由といたしましては、2筆共に昭和60年頃より鉄工所の資材置場及び屋外作業所として利用が開始され、その後、●番●の土地は平成9年7月10日に倉庫を建築し、●番●の土地は平成30年より運送会社の車両置場として利用されておりまして、現在も継続して利用されているとのこと。今回の申請につきましては、現況確認証明により土地地目変更登記を行いたい、というようなものになっております。資料3も併せてご覧くださいと思います。現況確認証明の証明基準となるものに関してですが、1点目の山林原野など農地に復元することが著しく困難な土地であることという点ですが、2筆共、昭和60年に既に鉄工所の資材置場と屋外作業所で使用されているということと合わせまして、平成9年には倉庫が建築されていると。その後運送会社の車両置場として利用されておりまして、現在も引き続き利用されているという状況ですので、農地の復元、復旧は適切では無いのかなと思われまして、2点目の農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことという点ですが、農地転用の許可を受けた経緯も見られませんでした。また、無断転用であると行政側から指摘した経緯もありませんでしたので問題ないかと思われまして。◎◎◎◎というお名前、昭和60年に農地法5条による許可申請が提出されており、受付許可となっているのですが、●●さんの方に確認していただいたところ、今回の現況確認証明の場所とは違う場所という回答だったと調査報告がありました。次に、農用区域内の農地ではないことについては、農用区域内の農地ではないので問題ないかと思われまして。4点目、非農地化して20年以上その状態が継続しているという点については、先程説明したとおり、昭和60年から既に鉄工所の資材置場と屋外作業所として利用されているということなので、20年以上経過していると思われまして。現在も継続して利用しているということで、非農地化がされていると思われまして。以上、調査いただいた結果から、事務局としては問題ないかと思われまして。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事  
務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号2になります。申請人の表示といたしまして、●●●●  
●さん。＊＊字＊ ＊ ＊ ＊ ＊番地の方になります。証明を受けようとする土  
地の表示につきましては、＊＊字＊ ＊ ＊ ＊ ＊、＊、＊番となります。公簿  
上の地目は田、現況地目は田、畑。面積は□㎡、□㎡、□㎡。現在  
の利用の状況といたしましては、雑種地、宅地、雑種地となっております。  
＊ ＊ ＊ ＊ ＊番については資材置場、宅地については小屋が建っており、  
＊番についてはハウス、小屋、駐車場として現在利用しているとい  
う中身になっております。非農地の理由といたしまして、約20年前に＊  
＊字＊ ＊ ＊ ＊ ＊番を宅地へと転用し、花卉の作業場を建築。その際、同  
＊、＊、＊番についてもハウスや小屋などの資材置場として使用してき  
ており、非農地化がされているということで、現況確認証明により土地  
地目変更登記を行いたいという中身になっております。資料4をご覧い  
ただきたいと思います。現況確認証明の証明条件といたしまして、1点  
目の山林原野など農地に復元することが著しく困難な土地であることと  
いう点ですが、申請地については約20年前に＊ ＊ ＊ ＊番を宅地へと転  
用した際に、その周辺農地についてもハウスや小屋等の設置をしたこと  
と併せ、残地を資材置場として使用してきているということで、既に非  
農地化しており農地への復旧は適切ではないと思われま。2点目の農  
地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の  
土地ではないことという点ですが、農地転用の許可を受けた経緯も見ら  
れませんでした。また、無断転用であると行政側から指摘した経緯もあ  
りませんでしたので問題ないかと思われま。3点目の農用地区域内の  
農地ではないことについては、農用地区域内の農地ではないので問題な  
いかと思われま。4点目、非農地化して20年以上その状態が継続して  
いるという点については、先程説明したとおり、約20年前に＊ ＊番を宅  
地へと転用した以降、周辺農地についてもハウスや小屋、資材置き場と  
して利用しているため、非農地化して20年以上経過していると思われ

ます。以上、調査いただいた結果から、事務局としては問題ないかと思  
います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の館岩第3区、芳賀敏推進委員から調査結果の説明を  
お願いします。

館 岩 3 (芳賀敏) 4月8日に現況を確認してまいりました。申請人は●●●●  
さん。＊＊県＊＊市の方です。地番は＊＊番。地目としては畑です  
が、＊番の畑になっているところは約20年前に倉庫が建てられて以降、  
倉庫周辺は車の乗り入れなどで雑種地となり、現在まで耕作されてい  
ない状況のため、この土地を雑種地として証明していただきたいと思  
いますのでよろしく願いいたします。資料5を見ていただくと、資料の写  
真だと倉庫の手前は土蔵が建っていたところですが、右上の写真も、左側  
が道路で、道路に雪が落ちるために土蔵は壊したそうです。そのため写  
真を見ると農地に見えますが、多分、ここは＊番だと思われます。茅葺  
屋根の家の前が道路です。現状はこのような状況です。地目を雑種地  
にしたいということですので、審議の方をよろしく願いいたします。

議 長 これは自分で倉庫を建てたんですか。

館 岩 3 (芳賀敏) 亡くなった人が大工さんだったようで、自分で、建てたよう  
です。

議 長 畑として使用できないってということですか。

館 岩 3 (芳賀敏) そうです。今は誰も住んでいません。

職務代理 これって案内図ないのかな。場所はよく分かるんだけども。

事務局 (係長) こちらの現況確認証明なのですが、実は今説明があったこの茅

葺屋根を、空き家バンクで購入された方がいて、当初、後ろに見える車庫も含めて家と建物が同じ地番になっていると思って購入されたようなのですが、よくよく調べてみると車庫が建っている部分と家が建っている部分が別の地番になっていたと。建物は宅地なので売買できるのですが、車庫が建っている部分も空き家バンクで購入したけど畑になっているため所有権を動かさない。今回現況で既に車庫になっていて周りも車の出入りで農地に復元できないので、地目を変更した上で、空き家バンクで購入された方にまとめて渡したいというような話があったので、今回の申請に繋がったということになります。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (木村) 事務局の木村です。議案第4号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書10ページをご覧ください。利用権設定4月分の内訳になります。再設定、田5筆、□□□㎡、畑8筆、□□□□㎡。新規設定、田138筆、□□□□㎡、畑6筆、□㎡。地目毎の合計、田143筆、□□□□㎡、畑14筆、□□□㎡。合わせて157筆、□□□□㎡となっております。こちら、11ページから18ページに一覧がございます。次に、農地中間管理事業の「集積計画一括方式」による利用権設定について説明いたします。こちらは19ページから21ページに一覧がございますので、確認していただければと思います。今回の一括方式での設定は52件となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
- 議 長 日程第8「議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。
- 事務局 (木村) 議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明します。議案書23ページに一覧がございます。こちらは、中間管理事業の一括方式で利用権設定がされました、耕作者変更に伴う再転貸になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、意見を求められておりますので、議案書の通り、適当と認めてよいか伺うものです。なお、再転貸を受ける耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが確認できています。以上です。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
- 議 長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。  
次に、協議事項に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 議 長 (事務局長 業務日程について説明)  
説明が終わりました。何か質問ございませんか。  
質問がないようですので、その他に入ります。  
皆様の方から質問がありましたらお願いします。ございませんか。

3 番 (平野恒二委員 マイクの使用、案内図の添付について要望)

議 長 他に質問ございませんか。  
無いようなので代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 これを持ちまして終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4時25分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

2 番